

「平和への権利」について on “The Right to Peace”

飯 島 滋 明
Shigeaki Iijima
(Associate Professor
at Nagoya Gakuin University)

“The Right to Peace” is a concept fairly compatible with the aims and principles enshrined by the Charter of the United Nations, which makes a pledge to save succeeding generations from the scourge of war. The Constitution of Japan is also a good example, which recognizes “all peoples of the world have the right to live in peace.” This is brought by profound regrets to the fact that the war of aggression Japan waged made the neighboring peoples suffered by far, and this is also highlighted by the experiences that peoples in Hiroshima and Nagasaki have extremely suffered themselves from atomic bombings. Now is the time which requires a declaration that we have a right never to “be deprived of or threatened to life, health or properties by way of war or military forces,” declaration based upon a common acknowledgement of the cruelty of war. Even in the international society, it is “the right to peace” itself that comes in useful to deter military intervention into fundamental liberties or human rights.

Some may say that “the right to peace” is too vague in content, and that it should be erased from a list of “rights.” But it is undeniable that every person can ask for judicial remedy whenever he/she faces imminent danger to his/her life, health or properties by way of illegal use of armed forces. That belongs to his/her fundamental freedom from threat.

And some may argue against “the right to peace,” as it concerns with the Security Council rather than the Human Rights Council. But everyone may agree that the Security Council is not always good for all. Peace is always fundamental, and it can and must be discussed among stakeholders even in the Human Rights Council. As everyone knows, the international society has plenty of rights as of legal quality. But that’s not enough. Without peace, We cannot enjoy human rights. So, Peace is an indispensable precondition for the enjoyment of human rights. This is why we need to know the right to “peace” as the most basic right of all other human rights.

現在、国連の人権理事会では「平和への権利」を国際法典化しようとする動きがある。本稿では「平和への権利」について紹介する。



スイス・ジュネーブにある国連人権理事会の議場。2013年6月に筆者が撮影。



2013年6月、スイス・ジュネーブの人権理事会のロビーで話し合いをするイタリアの弁護士で国際民主法律家協会（IADL）の国連ジュネーブ代表、IADLの事務局次長であるミコル・サビアさん（右）、日本国際法律家協会事務局長である笹本潤弁護士（中央）、そして筆者（左）。

第1章：「平和」をめぐる国際社会の流れ

(1) 戦争違法化 (Outlawry of War) のながれ

「現代の国際法の発展は世界政治から戦争を除去しようとする追求によって駆り立てられた」(The development of modern international law was spurred on by the quest to eliminate war from world politics)¹⁾ と言われる。なぜか。「科学が発達した時代の戦争は、人類がそれまで経験したものよりも恐ろしいものである。そして実に、20世紀の2つの世界戦争は、数えることのできないほど多数の命を奪い、すべての大陸を廃墟にした」²⁾ からだ。第1次世界大戦では「約1000万人の戦死者、加えて何百万人もが、手足を失い、視力を奪われ、毒ガスで戦争神経症にかかり、気が狂った。各国経済の荒廃、諸国民の生活苦、子どもの犠牲」³⁾ をもたらした。こうした悲惨な戦争を防ぐため、1919年に「国際連盟」が創設され、1928年には「パリ不戦条約」が締結された。ところが戦争を回避しようとの国際社会の試みにもかかわらず、第2次世界大戦が起った。犠牲者は第1次世界大戦をはるかに上回り、アウシュビッツに代表される「ホロコースト」、「南京大虐殺」や従軍慰安婦など、戦争に伴う悲劇もそれまでの戦争とは比較にならないほど悲惨なものであった。そこで「言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨禍から将来の世代を救うため」(to save succeeding generations from the scourge of war, which has brought untold sorrow to mankind), 1945年6月26日に「国連憲章」(the Charter of the United Nations) が署名された。そして、「自衛権の行使」や「安全保障理事会の承認」のある場合を除き、「新しい国連の制度では武力の行使が禁止された」(the use of force was prohibited in the new United Nations system)⁴⁾。

(2) 「人権」と「平和」の不可分性

「戦争違法化」の流れとともに、「人権と平和の不可分性」も国際社会で認識されるようになり、時には明示的に表明された。1941年1月16日、米国のルーズヴェルト大統領は議会あての年頭教書で、いわゆる「4つの自由宣言」をおこなった。この宣言でルーズヴェルトは以下のように述べている。

「われわれはつぎの4つの必要欠くべからざる人間的自由を理想とし、その基盤の上に立つ世界を築こうと努力している。それは、第1に世界のいたるところにおける言論の自由であり、第2にすべての人の信教の自由であり、第3は世界全体にわたる欠乏からの自由であり、あらゆる国家がその住民に健康で平和的な生活を保障できるように、経済的結びつきを深めることである。第4は世界のいたるところにおける恐怖からの自由であって、これは世界的規模で徹底的な軍縮

1) David Armstrong/Theo Farrell, *International Law and International Relations*, Cambridge University Express 2012, p. 147.

2) Ibid., p. 147.

3) 星野 安三郎・森田 俊男・古川 純・渡辺 賢二『世界の中の憲法第9条』(高文研, 2004年) 46頁。

4) David Armstrong/Theo Farrell, Op. Cit., 147.

を行ない、いかなる国も武力行使による侵略ができないようにすることである」。

この「ルーズヴェルト宣言」を踏まえ、1941年8月14日には「大西洋憲章」が宣言された。第二次世界大戦後の国際秩序の指導原理を表明した「大西洋憲章」では、以下のように述べられている。

「第3に、両者は、すべての国民に対して、彼らがその下で生活する政体を選択する権利を尊重する。両者は、主権及び自治を強奪された者にそれらが回復されることを期待する」

「第6に、ナチ暴政の最終的破壊の後、両者は、すべての国民に対して、各自の国境内において安全に居住することを可能とし、かつ、すべての国のすべての人類が恐怖及び欠乏から解放されその生命を全うすることを保障するような平和が確立されることを希望する」

「ルーズヴェルト宣言」と「大西洋憲章」の理念は「国際の平和及び安全を維持すること」(1条)を目的とする「国連憲章」(1945年)、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」(前文)とする「世界人権宣言」(1948年)、「国際人権規約」(1966年)に受け継がれ、「人権と平和の不可分性」が繰り返し強調されてきた。そして「Right to Peace」の考え方は1970年以降、国際社会で明確に宣言されるようになる。1978年12月に国連総会で採択された「平和に生きる社会の準備に関する宣言」では、「各国民と各人は、人種、思想、言語、性による別なく、平和に生きる固有の権利 (inherent right to live in peace) を有する」とされている。1984年11月の国連総会で採択された「人民の平和への権利についての宣言」でも「地球上の人民は平和への神聖な権利を有することを厳粛に宣言する」(Solemnly proclaims that the peoples of our planet have a sacred right to peace) とされている⁵⁾。

(3) 平和への権利について

今まで紹介したように、国際社会では武力行使の違法化にむけた流れが存在する。また、「平和と人権の不可分性」に関しても、国際社会で明示的に表明するものも存在した。しかし、それでも国際法上は違法な武力行為が依然として行なわれてきた。

たとえば2003年にはじまるイラク戦争。

Los Angeles Times, 3. May. 2004では、米兵による以下のような残虐行為が紹介されている。

- ・男性と女性の裸をビデオと写真で撮影。

5) 1984年の国連総会の原文は <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/RightOfPeoplesToPeace.aspx> 参照。

「平和への権利」について

- ・裸の男性に女性の下着着用を強制。
- ・男性のグループに自慰行為を強制し、写真撮影。
- ・男性の指やつま先、性器に電線を取り付け、電気ショックの脅し。
- ・〔医師ではない〕憲兵が壁に打ちつけられ負傷した拘留者の傷口を縫合。

さらに、イラク戦争での無差別殺人の象徴であり、国際世論の反発を受けて中止したアメリカのファルージャ攻撃（2004年）。成澤宗男氏の適切な要約によれば、アメリカ軍の残虐行為は以下のようにまとめられる⁶⁾。

- ①ジュネーブ条約を蹂躪した医療関係者や医療従事者、救急車に対する意図的かつ優先的な攻撃と破壊。
- ②「動くものにはすべて発砲した」と住民が証言するような、老人や女性、子どもをはじめとした非戦闘員に対する無差別攻撃。
- ③人体を骨まで焼き尽くす白磷弾など、国連条約で禁じられている化学兵器の投入。
- ④赤十字や人道団体など、外部からの医療・救援活動の意図的な妨害。

そもそもイラクへの武力行使、「一部の「御用学者」を除けば、世界中の法学者たちが、米国のイラク戦争は国際法違反であると意見が一致している」⁷⁾と言われているように、安全保障理事会の承認を得ないで行なわれた違法な武力行使である。ところが再び「個人の尊厳」「人間の生命」を蹂躪する武力行使が行われてしまった。

こうしたイラク戦争、「平和への権利」があれば阻止できたのではないかと考えたスペインの市民団体が国際法上の権利にしようと考えたのがきっかけとなり、国連で「平和への権利」の議論が進められるようになった。先に「戦争違法化」を目指す国際社会の流れを紹介したが、「平和への権利」の理念は、何度も戦争の惨禍を経験し、「平和」を希求してきた国際社会のながれの延長上に位置づけられ、そうした「戦争違法化」の流れをさらに補完するものである⁸⁾。

6) 成澤宗男「米軍の本質から見える日米軍事化のからくり」週刊金曜日編『岩国は負けない 米軍再編と地方自治』（週刊金曜日、2008年）87頁。

7) ラフール・マハジャンほか著／益岡賢+いけだよしこ編訳『ファルージャ 2004年4月』（現代企画社、2004年）162頁。

8) こうした国際社会の流れについては、小林武『平和的生存権の弁証』（日本評論社、2006年）、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、1987年）などを参照。

第2章：「平和への権利」の内容

——ガルトゥングの「平和概念」を手がかりに——

(1) ガルトゥングの「平和概念」

「平和への権利」を紹介しているHP⁹⁾では、「「平和」の内容として、戦争や軍事的行動の否定だけでなく、貧困などの構造的暴力や差別や偏見を生み出す文化的暴力の否定も含まれています」と紹介されている。また、「積極的平和」は「平和に対する消極的アプローチ」を排除するわけではなく、むしろ「消極的平和」の実現を補完するものであり、サンチャゴ宣言の中核をなしている¹⁰⁾、「平和とは全ての形態の暴力が存在しないこと」という理解です。ここでの暴力とは、直接的暴力（武力紛争）、構造的暴力（経済的・社会的不平等の帰結、極貧、社会的排除）、文化的暴力です。平和学者ヨハン・ガルトゥングの「構造的暴力」概念が前提とされています¹¹⁾と指摘されているように、「平和への権利」はヨハン・ガルトゥングの理論の影響を大いに受けている。そこで本稿でもヨハン・ガルトゥングの理論を手がかりに「平和への権利」の内容を紹介する。

ガルトゥングは平和を「暴力が存在しない状態」¹²⁾、「あらゆる暴力の不在」¹³⁾と定義する。では「暴力」とは何か。ガルトゥングは「直接的暴力」（個人的暴力）、「構造的暴力」（間接的暴力）、「文化的暴力」があると指摘する¹⁴⁾。「直接的暴力」は「肉体的無力化または健康の剥奪という行為が、行為主体により意図的に行なわれた場合」¹⁵⁾であり、「殺人」や「一人の夫が妻を殴った場合」¹⁶⁾、「15年戦争（1931-45）における、中国をはじめとするアジア諸国に対する日本の侵略」¹⁷⁾が例としてあげられる。つぎに「構造的暴力」。「ある人に対して影響力が行使された結果、彼が現実に肉体的、精神的に実現したものが、彼のもつ潜在的実現可能性を下回った場合、そこには暴力が存在する」¹⁸⁾が、こうした暴力の主体が存在する場合は「個人的または直接的暴力」と呼ばれ

9) <http://right-to-peace.com/about/#1-2> 2013年12月13日段階。

10) Carlos Villan and Carmelo Faleh Perez (Directors), *The International Observatory of Human Right to peace*, 2013, P. 111.

11) 笹本 潤・前田 朗『平和への権利を世界に 国連宣言実現の動向と運動』（かもがわ出版、2011年）22-23頁。

12) ヨハン・ガルトゥング 高柳 先男・塩屋 保・酒井 由美子訳『構造的暴力と平和』（中央大学出版部、1991年）16頁。以下、本稿では『構造的暴力と平和』と略記する。

13) ヨハン・ガルトゥング著／木戸 衛一・藤田 明史・小林 公司訳『ガルトゥングの平和理論』（法律文化社、2006年）187頁。以下、本稿では『ガルトゥングの平和理論』と略記する。

14) 『ガルトゥングの平和理論』187頁。

15) 『構造的暴力と平和』5頁。

16) 『構造的暴力と平和』13頁。

17) ヨハン・ガルトゥング+藤田明史編著『ガルトゥング平和学入門』（法律文化社、2003年）7頁。以下、本稿では『ガルトゥング平和学入門』と略記する。

18) 『構造的暴力と平和』5頁。

「平和への権利」について

るのに対して、「暴力」を行使する「主体が存在しない場合、それを構造的または間接的暴力」¹⁹⁾とされる。「構造的暴力」の例として「百万人の夫が自分たちの妻を無知の状態に置いておくこと」、「上級階級の平均寿命が下級階級のそれの2倍以上の社会」²⁰⁾が挙げられる²¹⁾。こうした分類に依拠しつつ、「個人的暴力の不存在」を「消極的平和」、「構造的暴力の不存在」を「積極的平和」とガルトゥングは分類する²²⁾。

そして最後に「文化的暴力」。「直接的・構造的暴力を正当化または合法化しようとするもの」²³⁾、「構造的・直接的暴力を正当化する文化に根ざす全てのものを包含する」²⁴⁾ ものであり、15年戦争時の日本の侵略を正当化した、「超国家主義イデオロギー」が「文化的暴力の適例」²⁵⁾として挙げられる。

(2) 「平和への権利」の内容

国連人権理事会第20会期（2012年6月18～7月6日）に提出された「平和に対する権利の宣言草案」は以下のような構成になっている。

- ・「序文」
- ・「平和に対する人権—諸原則」(1条)
- ・「人間の安全保障」(2条)
- ・「軍縮」(3条)
- ・「平和教育および訓練」(4条)
- ・「良心的拒否」(5条)

19)『構造的暴力と平和』11頁。

20)『構造的暴力と平和』13頁。

21) なお、貧困などが「構造的暴力」の例として挙げられることが多いが、ガルトゥングが「構造的暴力」として問題にしているのは「貧困」そのものではなく、社会的正義に反する「貧困」であることに留意する必要がある。この点について、ガルトゥングの以下の指摘を参照（『構造的暴力と平和』6頁）。

「現実的 possibility が不可避なものであるときは、現実的 possibility がいかに小さくとも、そこに暴力が存在するとは言えない。平均寿命がわずか30歳ということは、新石器時代にあっては暴力の発現ではないが、今日、同じ寿命しかないとすれば（その原因が戦争であれ社会的不正義であれ、あるいはその両方であれ）、われわれの定義にしたがえば、それは暴力とみなされる。」

「もし18世紀に人が結核で死亡したとしても、これを暴力とみなすことは困難である。なぜならば、当時結核で死亡することは避けがたいことだったからである。しかもしも、世界中に医学上のあらゆる救済的手段が備わっている今日、人が結核で死亡するならば、われわれの定義によれば、そこには暴力が存在する。」

22)『構造的暴力と平和』44頁。

23)『ガルトゥング平和学入門』7頁。

24)『ガルトゥングの平和理論』83頁。

25)『ガルトゥング平和学入門』7頁。

- ・「民間軍事・警備会社」(6条)
- ・「圧制に対する抵抗および反対」(7条),
- ・「平和維持」(8条)
- ・「発展」(9条)
- ・「環境」(10条)
- ・「被害者および脆弱なグループの権利」(11条)
- ・「難民および移住者」(12条)
- ・「義務およびその履行」(13条)
- ・「最終条項」(14条)

ガルトゥングが「暴力」を「個人的暴力」(「直接的暴力」), 「構造的暴力」(間接的暴力), 「文化的暴力」に分類していることは先に紹介した。そして「平和とは暴力を減らし, 暴力に抵抗する力をつくりだすこと」²⁶⁾ であるとガルトゥングは指摘する。ガルトゥングが指摘する, 「直接的暴力」, 「構造的暴力」, 「文化的暴力」をなくすための努力の結晶が上記の「平和への権利」となっている。「発展」(9条), 「環境」(10条) 以外の規定は「直接的暴力」に関わる規定である。「構造的暴力」に関わる「積極的平和」の例としては, 「発展」(9条), 「環境」(10条) のほかに, 「個人および人民は, 平和に対する人権を有する。この権利は, 人種, 出身, 国籍, 民族, 社会的出自, 肌の色, 性別, 性的指向, 年齢, 言語, 宗教・信念, 政治的その他の意見, 経済的な状況や遺産, 多様な身体的・精神的機能, 市民的地位その他あらゆる条件を理由とした区別や差別がないよう実施されなければならない」(1条1項), 「すべて人は, 人間の安全保障の権利を有する。それは, 積極的平和を構成するすべての要素である恐怖と欠乏からの自由を含み, また, 国際人権法に準拠した, 思想, 良心, 意見, 表現, 信仰・宗教の自由を含む。欠乏からの自由は, 持続可能な発展の権利及び経済的, 社会的, 文化的権利の享受を含むものである」(2条2項) 等を挙げることができよう。「文化的暴力」を克服する役割を果たすことが期待される規定としては, 「平和教育および訓練」(4条) のほかに, 「すべての国家は, 国連憲章に規定された諸原則の尊重と, 発展の権利や民族自決権を含めたすべての人権および基本的自由の促進, を基盤とした国際システムにおいて, 国際平和の確立, 維持および強化を促進しなければならない」(1条6項) を挙げることができよう。

第3章:「平和への権利」に日本政府はどう対応すべきか

ここでは最初に, 愛敬浩二名古屋大学教授の発言を引用する²⁷⁾。

26)『構造的暴力と平和』まえがきⅢ頁。

27)『中日新聞』2013年10月27日付。

「平和への権利」について

「〔平和への権利と日本国憲法についての名古屋学院大学での講演を紹介した〕記事は、イタリアの弁護士ミコル・サビアさんが、「戦争放棄を掲げた日本の憲法9条は世界中の人々に規範を示している」と話していることを紹介している。しかし、彼女は同時に、それにもかかわらず、日本政府が「平和への権利」の国際人権化に対する阻害要因となっていることを、激しく批判したのである。

日本がアメリカに追随して「平和国家」としての面目をつぶしているのは、核軍縮の問題だけではない。日本が国際社会において「平和国家」としての責任を本当に果たしているのか。そのことを点検するのは主権者である私たちの責任である」。

極めて適切な指摘である。「國の最高法規」（憲法98条）である憲法の前文には「われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ」と明記されている。ほんらいは国際社会で率先して「平和への権利宣言」の採択のために積極的役割を果たすべきだろう。ところが驚くべきことに、広島、長崎のヒバクという悲惨な体験した日本政府が「日米関係というものが日本にとって有しているところの圧倒的重要性ということを考えますと、現実外交の場におきまして心ならずもそのときどきの状況によりまして投票態度が必ずしも一致しない、ないしは本当に純粹に考えた場合に日本はこうあるべきであるという投票態度をとりがたい実情がある」²⁸⁾などとして核兵器廃絶等の国連決議で棄権・反対を繰り返してきたのと同様²⁹⁾、「平和への権利」宣言を採択しようとする決議に日本政府は反対票を投じ続けてきた。「平和への権利」決議に反対する日本政府の対応が「平

28) このやり取りをもう少し紹介しよう（1985年11月27日、外交・総合安全保障特別委員会）

○石井一二君 自民党の石井でございます。

〔中略〕

確かに軍縮委員会においては過去部分核禁条約であるとか核不拡散条約等を成立さしておりますし、また、核実験の全面禁止だと非核兵器国安全保障といったような論議もなされております。

それで、過去の日本のこういった国連関係あるいは軍縮委員会等の核軍縮という観点から見てみると、核実験の禁止だと核物質の生産禁止等を強く叫んでおりますけれども、事核不使用の決議ということになると、今まで言っておったことと逆に米国に同調してそれに反対あるいは棄権をするというややひきょうともいうような態度をとってきておる節があるように思うのです。この辺はなぜそういうことになっておるのか、その辺についてどう考えておられるのか、御所見があればちょっと聞きたい〔後略〕。

○参考人（西堀正弘君〔前国際連合日本政府代表部特命全権大使〕）まず、第一問でございますが、核不使用の決議になぜ日本は妙な投票態度をとるか、しかもその投票態度がその年々によってくるくると変わる、おかしいじゃないかとおっしゃいました。そのとおりでございまして、我々といたしましては、対米考慮ということがなければもっとすっきりした投票態度がとれるわけでございますけれども、やはり先ほどちょっと申し上げましたように、日米関係というものが日本にとって有しているところの圧倒的重要性ということを考えますと、現実外交の場におきまして心ならずもそのときどきの状況によりまして投票態度が必ずしも一致しない、ないしは本当に純粹に考えた場合に日本はこうあるべきであるという投票態度をとりがたい実情があるということだけ申し上げたいと存じます。

29) たとえば河辺一郎『国連と日本』（岩波新書、2004年）参照。

和国家」としてのあるべき姿だろうか。それどころか、国連では「平和への権利」を国際法典化しようとする国際社会の動きに逆行して、海外での武力行使を可能にする体制が安倍政権で着々と進められている³⁰⁾。先に紹介したように、ガルトゥングがいう「積極的平和」とは貧困や搾取、差別のない状態をつくりだそうとする考え方だが、安倍首相の言う「積極的平和主義」とはこうした意味ではなく、海外での武力行使を目指すものである。平和をさらに深化させようとして「平和への権利」を国際法典化しようと真剣な議論が国連人権理事会でなされる中、こうした国際社会の動きに逆行して、海外で武力行使のできるようになる国家体制構築に邁進する安倍自民党政権を主権者である国民として、選挙などでどう判断すべきだろうか。

第4章：おわりに

2013年6月16日、日本平和学会でEUの軍事化について報告を担当した、ドイツ軍事化情報協会のアンドレアス・ザイフェルト氏に対し、私はなぜEUはアメリカとともに「平和への権利」の法典化に反対するのかを聞いた。彼の答えは明確だった。「司法的解決ができるのか等との形

30) 2013年10月3日、岸田外務大臣と小野寺防衛大臣、アメリカのケリー国務長官とヘーゲル国防長官と2+2で、「より力強い同盟とより大きな責任の共有にむけて」が発表された。そこでは「日本は国家安全保障会議の設立や国家安全保障戦略の発表を準備している。さらに集団的自衛権の行使の問題を含む、日本の安全保障の法的基盤の再検討、防衛予算の増額、防衛大綱の見直し、領土防衛の能力の強化している」と明記された。こうしたとりくみに関して、「アメリカはこのような努力を歓迎する」(The United States welcomed these efforts) と述べられている。さらには、「情報保全をさらに確実にする法的枠組みを構築しようとする日本の真摯なる努力」が「歓迎される」と明記されている。「外交・安保の司令塔」になると安倍首相が位置づけていたNSCの設置や「特定秘密保護法」の設置は、こうしてアメリカとの約束となっていた。その他にも防衛費の増額、「敵基地攻撃能力」の検討や「武器輸出三原則」緩和の動きなど、第2次安倍政権の下でも海外での武力行使に加担する動きが着実に進んでいる。海外での武力行使に積極的にかかわるこうした政策を安倍首相は「積極的平和主義」と呼んでいる。また、「道徳」の教科化や、「国家安全保障戦略」(NSS) の原案に「国際協調の精神と開かれた形での国を愛する心の涵養」を盛り込むことで「愛国心」教育を目指したり、教科書検定を通じて歴史認識や領土問題などについて政府見解を教科書に記載させるなど、教育を通じてのマインドコントロールを進める動きも依然として継続中である。それまで11年連続で減額されていた軍事費も安倍政権下では2年連続で増額する一方、福祉などの費用は削減される。

そして、海外での武力の行使体制の集大成は、憲法改正である。2012年12月の総選挙で政権の座に就いた自民党だが、2012年4月に「日本国憲法改正草案」を作成していた。そこでは日本国憲法前文にある「平和的生存権」は削除されている。そして海外で武力の行使ができる規定が至る所に存在する。2012年4月に自民党が発表した憲法改正案の問題については、飯島滋明「自民党「日本国憲法改正草案」について」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』第49巻4号（2013年）
http://www2.ngu.ac.jp/uri/syakai/pdf/syakai_vol4904_04.pdf#search=%E9%A3%AF%E5%B3%B6%E6%B8%8B%E6%98%8E%E3%80%81%E8%87%AA%E6%B0%91%E5%85%9A%E6%94%B9%E6%86%B2%E8%8D%89%E6%A1%88

「平和への権利」について

式的・技術的なことを言うが、それはうわべだけのことであって、本音は新しい戦争を止めるような動きを壊したいのだ。「平和への権利」が規範化されることで、彼らが好きな時に軍事的手段を含めた介入をする自由が狭められてしまうので、彼らの武力行使の可能性、余地を残しておきたいのだ」と。ザイフェルト氏が正当に指摘したように、実際は自国の国益にかなう軍事介入の余地を残すためにEUやアメリカは「平和への権利」の実現に反対してきた。

ただ、「武力行使」が真の平和をもたらしてきたのだろうか? 「武力行使による平和」を肯定する者は、「泥沼化した紛争は、武力でなければ止められない」という意見がある。そういった事態に備えて、人道的な武力介入ができるようにすべきでないか、と。しかし、そこで尋ねたいのは「では、どこでそれが成功しているのか」ということなのだ。人道的武力介入が失敗した実例はいくつもある³¹⁾という吉岡達也氏の主張に反論できるのだろうか? 「イラク戦争の泥沼化によって、世界最強の軍隊でさえ、中規模程度の都市たった一つの治安維持もできないということが明らかになった。いま、私たちはこの事実認識の上に立ってこれから安全な保障を考えている」と吉岡達也氏が会った、EU本部での安全保障担当官が発言³²⁾したように、現実問題としては武力の行使は決して「平和」をもたらさない。それどころか、子どもや女性、老人などの民間人へのかぞえきれない殺戮、虐待をもたらした。国際社会での「武力行使の違法化」の流れを受け継ぎ、国際社会での真の平和の実現のために、アメリカやEUなどの大国による戦争遂行への足かせとなる「平和への権利」を国際法典化する動きを進めることが必要となろう。そして、「われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ」との理念を掲げた日本国憲法に従うことが法的義務である日本政府、「積極的平和主義」などとの理念で海外での武力行使を可能にする国家体制の構築を進める姿勢を根本的に改め、「平和への権利」の国連総会での採択に向けて積極的に働きかけることが求められる。

【2013年12月13日脱稿】

31) 吉岡達也『9条を輸出せよ!』(大月書店、2008年) 92頁。以下、本稿では本書を『9条を輸出せよ!』と略記する。

32) 『9条を輸出せよ!』3頁。